

# 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

## 目次

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年 <sup>大</sup> 蔵 <sup>省</sup> 令第一号）	1
○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年 <sup>大</sup> 蔵 <sup>省</sup> 令第二号）	2
○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年 <sup>大</sup> 蔵 <sup>省</sup> 令第一号）	3
○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年 <sup>内</sup> 閣 <sup>府</sup> 令第十六号）	5
○ 附則	6

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年<sup>大</sup> 蔵<sup>省</sup> 農林水産省<sup>令</sup> 第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為）            第十条の三十 準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。            「一〇五 略」</p>	<p>（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為）            第十条の三十 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。            「一〇五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年<sup>大</sup> 蔵<sup>省</sup> 農林水産省<sup>省</sup> 令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為）            第七条の三十の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。            「一〇五 略」</p>	<p>（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為）            第七条の三十の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。            「一〇五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年 大蔵省 農林水産省 令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>附則</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）</p> <p>第三十五条  次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。</p>	<p>附則</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）</p> <p>第三十五条  次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。</p>	<p>第十四条の十一の三十の二</p> <p>銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する主務省令で定める行為</p>	<p>第十四条の十一の三十の二</p> <p>銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する主務省令で定める行為</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第三十四条の五十三の十七の二</p> <p>銀行法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する主務省令で定める行為</p>	<p>第三十四条の五十三の十七の二</p> <p>銀行法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する主務省令で定める行為</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 「略」	「略」
	2 「同上」	「同上」

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年<sup>内閣</sup>農林水産省<sup>府令</sup>第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為）            第八十五条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。            「一〇六 略」</p>	<p>（特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為）            第八十五条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。            「一〇六 同上」</p>
<p>（特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為）            第四百四十七条の十六の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。            「一〇五 略」</p>	<p>（特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為）            第四百四十七条の十六の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。            「一〇五 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。